

**特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク  
慶弔規程**

作成：平成 16 年 11 月 26 日  
シビルサポートネットワーク規程第10号

**第1条(目的)**

この規程は、特定非営利活動法人シビルサポートネットワーク(以下「CS ネット」という)の役員及び職員(以下「職員」という)ならびにその家族の慶弔金および見舞金等に関する事項について定めたものである。

**第2条(届出)**

1. 役員・職員は、この規程の定めるところにより、慶弔及び見舞金等の贈呈を受けようとするときは、すみやかに事務局長に届け出なければならない。
2. 事案発生後1年間を経過したときは、この規程を適用しない。

**第3条(結婚および出産祝い金)**

役員・職員に次の慶事があったときは、次の各号に掲げる額を送る。

- (1) 役員・職員が結婚したとき祝金1万円
- (2) 役員・職員またはその配偶者が出産したとき祝金1万円

**第4条(死亡弔慰金)**

役員・職員およびその親族が死亡したときは、次の各号に掲げる額を送る。

- (1) 役員・職員が死亡したとき弔慰金1万円
- (2) 役員・職員の配偶者が死亡したとき弔慰金1万円

**第5条(傷病見舞金)**

役員・職員が傷病により継続して1か月以上入院したときは、代表理事の承認を得て、見舞金5000円ないし1万円を送る。

**第6条(災害見舞金)**

役員・職員の自宅が災害により損失を被ったときは、代表理事の承認を得て、見舞金5000円ないし1万円を送る。

**第7条(その他)**

1. この規程に定めのない事項については、理事会でこれを定める。
2. この規程により慶弔金を送られた場合、一切の返礼を行わないこととする。

**附 則**

1. この規程は、CS ネットの成立の日から施行する。